

**山形県漁業監視調査船「月峯」代船建造設計
業務委託仕様書（企画提案用）**

1 概要

この業務は、山形県漁業監視調査船「月峯」の代船建造に係る設計を行うものであり、建造に係る関係諸法規に適合するとともに、別項に記載する事項に適合する設計内容とする。

2 一般計画

（１）種別等

本船は山形県漁業監視調査船として建造される船舶であり、本県沿岸及び沖合における漁業法等違反漁船の監視・取締り、指導並びに海洋等の観測・調査に従事する第３種漁船である。

（２）法規の適合

船舶安全法、船舶職員法、電波法、漁船法等関係諸法規に適合した船舶とすること。

（３）船体

日本海に適応した耐候性を備えるとともに、任務に適する凌波性、操縦性、復原性、居住性を有すること。また、波浪の衝撃及び長期間の使用に耐え、整備を容易に行えるよう最善の設計・工作を施工するものとする。

（４）推進機関

後述４ 主要項目に示す速力が出せる推進機関及び推進システムとする。なお、主機関からの騒音、振動の低減及び換気、防熱、水密対策に十分配慮すること。また、排ガス削減等環境に十分配慮した船舶とすること。

（５）重量の軽減、居住性等

使用目的及び性能を損じない範囲で極力重量軽減に努めること。また、船内の艙装配置については、女性船員の乗組みが可能となるように配慮するほか、居住性の確保に努めること。

（６）情報処理のシステム化

船内各種情報処理のシステム化・無線通信化を行うとともに、多様な精密機器の保護対策を行うこと。

（７）コスト低減対策

船体、機器類の初期導入経費、維持経費を軽減できるよう配慮すること。

3 本船における業務内容

（１）沖合海域漁業監視・取締り業務

底曳き、エビ簗、カニ簗、まき網漁業等の漁業違反防止、漁業秩序維持活動

（２）沿岸域での漁業監視・取締り業務

底曳き、さし網漁業、遊漁等の違反防止、漁業秩序維持活動

（３）海洋観測調査業務

定期的な観測業務として沿岸海洋観測、海況観測、その他漁業公害調査、各種モニ

- タリング調査、水質調査、水産基盤整備事業（人工魚礁、増殖場）調査等
- (4) 海難救急業務
- 漁船等の海難時の捜索・救助活動、油流出や木材流出等の災害時の救急活動

4 主要項目

- | | |
|-------------|----------------------|
| (1) 船型 | ディープV型 |
| (2) 船質 | 軽合金製 |
| (3) 総トン数 | 50トン台 |
| (4) 試運転最大速力 | 40ノット以上（常備状態、100%負荷） |
| (5) 定員 | 乗組員5名、その他6名 |
| (6) 主機関 | 4サイクル高速ディーゼル機関 2基 |
| (7) 推進器 | ウォータージェット |
| (8) 航行区域 | 近海区域、丙区域、A2水域 |
| (9) 航続距離 | 約350マイル |

5 成果品、提出部数及び提出期限

- (1) 成果品・提出部数

ア 概略設計

- | | |
|---------|------------------------|
| 建造要目書 | 20部及び電子データ（ファイル形式：PDF） |
| 概略一般配置図 | 20部及び電子データ（ファイル形式：PDF） |
| 概略船価見積書 | 2部及び電子データ（ファイル形式：PDF） |

イ 基本設計

- | | |
|-------|------------------------|
| 建造仕様書 | 50部及び電子データ（ファイル形式：PDF） |
| 一般配置図 | 50部及び電子データ（ファイル形式：PDF） |
| 船価見積書 | 2部及び電子データ（ファイル形式：PDF） |

- (2) 提出期限

概略設計については、令和7年10月15日
基本設計については、令和8年1月31日

6 設計打合せ

- (1) 設計に係る打合せは、5回以内とする。
- (2) 打合せ場所は、山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課内（山形県酒田市山居町二丁目14-23）とする。

7 その他

建造仕様の詳細については、両者打合せのうえ決定するものとする。